

閑上地区まちづくり協議会 規約（案）

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「閑上地区まちづくり協議会」とする。

(目的)

第2条 本会は、次世代に誇れる閑上地区復興まちづくりを進めるにあたり、住民と名取市との協働のもと、安全安心に暮すことができ、閑上らしさを活かした市街地形成や持続可能な価値あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、住民と名取市との窓口として、閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業区域内（以下「閑上地区」という。）を対象に、次の活動を行う。

- (1) 閑上地区住民同士の意見交換の開催
- (2) 名取市との定期的な連絡調整・情報交換・協議等の実施
- (3) 次に掲げる閑上地区のまちづくりに関する事項の検討
 - イ. 良好な住環境や公的施設の整備に関する事項
 - ロ. 魅力ある街並みや景観に関する事項
 - ハ. 産業振興や観光交流に関する事項
 - ニ. 持続可能なコミュニティ形成に関する事項
 - ホ. その他、前条の目的を達成するために必要な事項
- (4) 前号で検討した計画等の住民合意形成
- (5) 前号で合意形成した計画等の名取市や関係機関等への提案
- (6) 会員等に対する広報や市内外への情報発信
- (7) その他、前条の目的を達成するために必要な活動

2 本会の活動は、閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業の完了を節目とし、その後の活動内容については、総会の議決を経て別に定める。

(会員)

第4条 本会の会員は、次に該当する者とする。

- (1) 閑上地区に居住する、または、再建を希望する世帯
- (2) 閑上地区の災害公営住宅に入居する、または、入居を希望する世帯
- (3) 閑上地区の土地所有者
- (4) 閑上地区で事業を行う個人・法人
- (5) その他、世話役会が認めた者

第2章 役員

(役員の種類および選任)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 世話役 8名以上15名以内
- (2) 監事 2名

2 役員は、総会の議決により選任する。

3 世話役のうち、代表世話役1名、副代表世話役2名、事務局長1名とし、世話役会において互選する。

(役員職務)

第6条 代表世話役は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副代表世話役は、代表世話役を補佐し、代表世話役に事故あるときはその職務を代行する。

3 世話役は、代表世話役及び副代表世話役を補佐し、本会の業務を担当する。

4 事務局長は、本会の庶務および会計を執行し、事務局を統括する。

5 監事は、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員欠員により新たに選任された役員任期は、前任者の残存期間とする。

(役員解任)

第8条 役員が次の各号の一つに該当するときは、任期中であっても総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 職務の遂行にたえられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第3章 会議

(総会)

第9条 総会は、通常総会と臨時総会とし、会員をもって構成する。

2 通常総会は、事業年度終了後2ヶ月以内に毎年1回開催する。

3 臨時総会は、世話役会で必要があると認める場合に開催する。

4 代表世話役が、総会の招集を行い、総会に参加した会員から議長を指名する。

5 総会は、本規約に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の制定、変更または廃止
- (2) 活動計画及び収支予算に関する事
- (3) 活動報告及び収支決算に関する事
- (4) その他、世話役会において必要と認める重要な事項

6 総会における議決は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、

議長の決するところによる。

- 7 会員は、総会に出席できない場合、予め提示された議案について書面を提出して表決するか、委任状を提出して他の会員に表決を委任することができる。この書面または委任状を提出した者は総会に出席したものとみなす。

(世話役会)

第10条 本会の活動を円滑に行うため、世話役会を置く。

- 2 世話役会は、監事を除く役員をもって構成する。
- 3 代表世話役が、世話役会を招集する。
- 4 議長は、世話役会に出席した役員から互選により選任する。
- 5 世話役会は、本規約に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を協議する。
 - (1) 総会に付議または報告すべき事項
 - (2) 部会の設置または廃止および協議事項の調整
 - (3) 閑上地区のまちづくりに関する計画等の内容
 - (4) その他、本会が活動を行うために必要な事項
- 6 世話役会における議決は、出席した役員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(部会)

第11条 本会に、特定の協議事項を専門に協議する部会を設けることができる。

- 2 会員は、部会に参加することができる。
- 3 各部会には、部会長を1名置き、代表世話役がこれを任命する。
- 4 部会に関し必要な事項は、世話役会の議決により別に定める。

(専門家等の参加)

第12条 会議において、代表世話役が必要と認める場合、学識経験者等の専門家および名取市等関連機関職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第4章 会計および事務局

(会計)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 本会の経費は、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(事務局)

第14条 本会は、事務局長の統括のもと、会務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、世話役会の議決により別に定める。

第5章 雑則

第15条 この規約にない事項および疑義を生じた事項については、総会の議決を経て別に定める。

付則

付則1 この規約は、平成26年5月11日から施行する。

付則2 設立当初の事業年度は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成26年5月11日から平成27年3月31日までとする。